

No.	該当箇所	委員	質問・意見	回答
P4 1	5. 評価結果の今後の政策への反映の方向性等	井上委員	「指定法人制度の在り方については、平成22年度に実施された行政刷新会議における事業仕分けにおける指摘を踏まえ検討した」とありますが、平成22年以降の検討状況をご教授ください。	<p>広く一般に行ったアンケート結果(平成23年11月17日～平成24年1月31日)において、現在の指定法人に代わって登記情報提供業務を行う意向のある者がおらず(現在に至るまでも当該意向のある者からの問合せはなく)、現在の指定法人に登記情報提供業務を行わせることが適当との意見が過半数であったこと、また、クレジットカード払いや口座引落しによる利用料金の支払い方法の利便性を維持する観点からは指定法人を介在させる必要があることから、現在の指定法人制の在り方を維持した上で、指定法人に外部評価委員会を設置して登記情報提供業務の評価を実施した結果を受けて、現行の指定法人に当該業務を継続させつつ、内部監査を実施して当該業務の運用の透明性及び適正性を担保し、引き続きコスト縮減に向けた取組を指導することとしました。</p>
P3 2	4. 評価結果等 (3)有効性	篠塚委員	<p>登記情報の確認が、土日祭日にも可能なり、現行の平日の午前8時30分午後5時15分～午後9時の利用時間を更に拡大する方向での検討はなされていますか。 その際、障害となっている事柄とそれらを克服する方策を検討されておられたら、教えてください。</p>	<p>登記情報提供サービスは、現在、平日の午前8時30分から午後9時までの間でサービスを提供しているところですが、国民の利便性向上の観点から、広く一般に行ったアンケート結果(平成29年11月13日～12月1日)や拡大する時間帯のシステム運用にかかる経費等の費用対効果を踏まえ、令和4年10月から、以下のとおり、利用時間を拡大することを検討しています。</p> <p>【利用時間の拡大後】 平日：午前8時30分から午後11時まで 土日祝日：午前8時30分から午後6時まで</p> <p>【拡大した時間帯に提供する情報】 ・不動産に関する登記情報 ・会社・法人に関する登記情報 ・動産譲渡登記事項概要ファイル及び債権譲渡登記事項概要ファイル</p>

No.	該当箇所	委員	質問・意見	回答
3	P4 5. 評価結果の今後の政策への反映の方向性等	篠塚委員	裁判手続のIT化に合わせた登記事項証明書の提出にあたり、書面での原本確認手続を介せず、代替する手続により、オンラインでできるように準備は進められているのでしょうか。	判例上、書証の申出は、相手方の同意があれば、写しの提出をもってすることも可能と考えられておりますので、御指摘の書面を書証として提出する場合も同様に扱われることになると思われます。 いずれにしても、民事訴訟手続のIT化後の登記事項証明書の提出の在り方については、今後も検討されていくものと認識しております。
4	P4 5. 評価結果の今後の政策への反映の方向性等	篠塚委員	登記手続のIT化に合わせた登記事項証明書の提出にあたり、書面での原本確認手続を介することなく、代替する手続により、オンラインでできるように準備は進められているのでしょうか。	登記手続の際の添付情報が電磁的記録により作成されている場合には、当該電磁的記録に作成者の電子署名がされている必要があります。 現在、添付情報にする電子証明書として利用可能としているものとしては、公的個人認証サービス、電子認証登記所電子証明書などが挙げられており、その普及が図られているところです。 なお、電子署名の普及に当たっては、例えば、公的個人認証サービスの利用の前提となる個人番号カードの取得の促進やペーパーレス化の推進を政府全体で行うなどの取組が一層必要になるものと考えております。